

いじめ防止対策協議会の設置について

令和5年7月13日

文部科学省初等中等教育局長

こども家庭庁支援局長 決定

1 趣旨

本協議会は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）に基づき、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じるため、設置するものである。

2 検討事項

- (1) いじめ防止対策推進法等に基づくいじめの防止等の在り方について
- (2) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。
- (3) 協議会の円滑な実施に影響が生じるものとして本協議会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

4 実施期間

令和5年7月13日から令和6年3月31日までとする。

5 その他

この協議会に関する庶務は、こども家庭庁支援局総務課の協力を得て、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

いじめ防止対策協議会委員

(50音順)

- 新 井 肇 関西外国語大学外国語学部教授
- 遠 藤 哲 也 東京都葛飾区立新宿中学校、全日本中学校長会生徒指導部長
- 清 原 慶 子 杏林大学客員教授・前東京都三鷹市長
- 熊 谷 弘 公益社団法人日本PTA全国協議会常務理事
- 高 田 晃 宇部フロンティア大学心理学部心理学科教授
一般社団法人日本臨床心理士会常務理事・教育領域委員会委員長
- 河 野 浩 二 東京都立蒲田高等学校 校長
東京都公立高等学校長協会生活指導委員会委員
- 玉 井 康 之 国立大学法人北海道教育大学副学長（社会貢献・附属学校担当）
- 田 村 綾 子 聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科教授
公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長
- 豊 北 欽 一 全国都道府県教育長協議会
- 中 田 雅 章 公益社団法人日本社会福祉士会副会長
- 春 山 正 実 全国市町村教育委員会連合会事務局長代行
- 福 島 みどり 川越市立中央小学校校長、全国連合小学校長会常任理事（庶務部長）
- 松 谷 茂 文化学園大学杉並中学高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事
- 村 山 裕 日本弁護士連合会
- 八 並 光 俊 東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、日本生徒指導学会会長
- 渡 辺 弘 司 公益社団法人日本医師会常任理事

※令和5年10月より、全国市町村教育委員会連合会側からの申し出により、委員を差し替え。

（原 事務局長 ⇒ 春山 事務局長代行）